

国語分科会（第39回）議事録

平成20年 7月31日（木）
午後2時～3時45分
東海大学校友会館・阿蘇の間

〔出席者〕

（委員）林分科会長，西原副会長，前田漢字小委員会主査，
杉戸日本語教育小委員会副主査，足立，阿辻，井田，井上，岩見，内田，沖森，
尾崎，甲斐，加藤，金武，武元，東倉，納屋，西澤，濱田，松岡，松村，邑上，
山田各委員（計24名）
（文部科学省・文化庁）青木文化庁長官，高塩文化庁次長，清木文化部長，
匂坂国語課長，氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿
- 2 文化審議会国語分科会（第38回）議事録（案）
- 3 「新常用漢字表（仮称）」字種候補（案）
（付 国語分科会漢字小委員会における審議経過）
- 4 地域における日本語教育の体制整備について
（国語分科会日本語教育小委員会における審議経過）
- 5 平成19年度「国語に関する世論調査」について

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会議事の公開について
- 2 『出現文字列頻度数調査（上・下）』（平成20年3月，文化庁文化庁国語課）
- 3 漢字関連新聞記事
- 4 世論調査関連新聞記事

〔経過概要〕

- 1 開会に当たり，文化庁長官からあいさつがあった。
- 2 事務局の異動について紹介があった。
- 3 事務局から配布資料の確認があった。
- 4 前回の議事録（案）が確認された。
- 5 前田漢字小委員会主査及び事務局から配布資料3，参考資料2についての説明があり，説明に対する質疑応答の後，配布資料3に基づいて意見交換を行った。
- 6 西原副会長（日本語教育小委員会主査）から配布資料4についての説明があり，説明に対する質疑応答の後，配布資料4に基づいて意見交換を行った。
- 7 事務局から配布資料5についての説明があり，説明に対する質疑応答の後，配布資料5に基づいて簡単な意見交換を行った。
- 8 次回の国語分科会は，各委員の日程を調整の上，決まり次第，事務局から改めて連絡することとされた。また「音訓に関するアンケート」については，8月25日（月）までに国語課に提出することが確認された。
- 9 前田主査及び事務局，西原副会長からの説明，その後の質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○林分科会長

本日は、今期2度目の分科会でございますので、漢字小委員会及び日本語教育小委員会での検討状況について御報告いただきまして、その後、それぞれの内容について意見交換をしたいと考えております。

なお、昨年度の「国語に関する世論調査」の結果が先週発表されております。既に御覧になっている委員も多いと思いますが、報道関係で多面的に取り上げられておりますので、この結果についても後ほど説明していただきまして、簡単な意見交換ができればと思っております。

それでは、早速ですが、漢字小委員会の検討状況に関しまして、前田漢字小委員会主査から御説明をお願いしたいと思います。

○前田漢字小委員会主査

それでは、漢字小委員会の検討状況について御説明いたします。前回の国語分科会におきまして御説明申し上げまして、その後、その時に、お認めいただいた手順ののっとり検討を進めております。漢字選定の手順につきましては既に前回の国語分科会において、説明いたしましたとおりでございます。

今回、御報告申し上げますのは、その漢字選定の手順に従って検討した結果につきまして更に検討を加えて、作成した字種の候補案についてです。配布資料3にありますように、本表に入れる可能性の高い漢字188字ということで、現段階では、そういう形に定められております。これについては、既に新聞などでも記事が出ておりますので、あるいはお目に止まっているかとも思いますが、字種の候補の案は、漢字小委員会の御了解を得まして、更に今日の御了解を得るといって進めてまいります。飽くまでもこれは「字種の候補」でありますから、この後、更に音訓等の検討を進めて改定していく余地があるということは当然のことでございます。その辺りが、この新聞の記事などを見ておきますと、ちょっと不安を感じるようなものもございましたので、その点、重ねてでございますけれども、御説明を加えさせていただきます。

漢字小委員会で頂いた御意見につきましては、漢字ワーキンググループで更に検討し、また漢字小委員会で御了解を得るといって繰り返しておりますわけですが、今日また御意見を頂ければと思っているわけですが、特に今後のことと重なってくる点がございます。それは、この案は字種の候補でありますから、今後音訓のことについての検討をしていく、音訓の検討をしまして、それにより、あるいは字種の変更もあり得るといって改めて説明を加えさせていただきます。そういう意味での188字の字種の候補でございます。

なお、この案につきましては、後にアンケートとして皆様から御意見をお出しいただくことも考えております。

それから資料に関して、『出現文字列頻度数調査』という大部のものが出ておまして、これは漢字小委員会では早く御覧いただき、御説明しておりましたんですが、部数の関係がありまして、国語分科会の皆さん全員にお渡しすることができていなかったものでございます。今日は漢字小委員会以外の方々にもお配りしております。これも具体的なことにつきまして、また御意見などあれば頂きたいと思っております。今までの漢字小委員会、あるいは国語分科会でも質問がありましたけれども、今回の改定に限りませんが、こういうふうな調査におきましては、単に漢字一つ一つという個別のことではとどまらないで、ほかのものとの関連があり、更にその漢字がどのように使われているかということが問題になるわけです。それで、そういう判断をするための資料として作っていただいたもので、漢字ワーキンググループ、それから漢字小委員会において、これらの資料に基づいた判断とい

うものが出ているわけです。この点につきましては国語分科会の委員の皆さんの中には、まだ詳しく知らない方もおられるかと思しますので、御説明を申し上げる次第です。

実際には語ごとの調査というものがあれば、それはそれなりに分かりやすいわけですが、ただ語ごとの調査となりますと、これは語彙索引的なものになりますので、作成に当たっていろいろな難しさがございます。ここでは、「文字列」という形で、漢字の前後にある文字をも含めた形で、これは出しているものでございます。だから、これを見る場合には、同じ漢字がいろいろな形で出てくる。ほかのものも併せて考えていかなければいけないというところが、文字列調査と語彙調査との違いでございますので、その点も含んで御参照いただければということも付け加えさせていただきます。この『出現文字列頻度数調査』というものを、これからは皆さん全員に御覧いただけますので、今後、御参照いただき、御意見を頂ければと思っております。

こうした検討を経まして、漢字ワーキンググループで検討した結果を漢字小委員会でお認めいただき、この188字という形で案として出させていただいたわけです。

なお、具体的な個々の漢字のことにつきましては、一々ここでは申し上げる時間がございませんけれども、必要によりましては事務局から補っていただければと思っております。御質問いただければ、また説明を加えていきたいと思っております。

それから、今後音訓のアンケート調査を何らかの形で参考にしていくというようなことも考えられますし、また、既に出ている「国語に関する世論調査」の結果なども参照できるかと思えます。そういった形で、これから、今日お認めいただけましたら、今後修正の余地もありますけれども、それに基づきまして、音訓をどういう形で付けていくかということを検討していくこととなります。したがって、差し当たり、今日の段階では、新常用漢字表の字種候補の案を出させていただいたということでございます。選定の具体的な手順などにつきましては、事務局の氏原主任国語調査官から説明していただきます。

○氏原主任国語調査官

まず配布資料3を御覧いただきたいんですが、「本表に入れる可能性の高い漢字188字」、これは、前田主査からもお話がありましたように、新聞などでも、この188字という数字がかなり報道されておりました。そして資料の真ん中を見てくださいと、「本表に入れる候補から外すこととした漢字86字」、それから一番下に、「本表から外す可能性の高い常用漢字5字」となっております。

「この本表に入れる候補から外すこととした漢字」というのは何かと申しますと、「本表に入れる候補から外す」ということですから、いったん候補になった、候補になったけれども、再検討した結果、候補から外した漢字というのが86字あると、こういうことでございます。参考資料3として、漢字関係の新聞記事をとじたものを出しておりますが、これを見ていただいても、最初の新聞記事は5月13日の記事でございます。なぜ5月13日の新聞記事が最初なのかと申しますと、その前日の5月12日に漢字小委員会があったからです。参考資料3の1ページを御覧ください。「常用漢字追加素案220字」というのが出ております。それから、左下に『俺』採用巡り議論。「俺」という字も、マスコミなどでも随分話題になっておりました。ですから、当初はこの220という数字が新聞などで出ていたわけです。それが188になったということで、その辺りを少し、これまでの議論の中身ともかかわりますので、御説明申し上げたいと考えております。

細かい話は時間の関係でできませんので、配布資料3の後ろに、付1、それから付2、付3と三つありますが、まず付1、この6／7ページを御覧ください。最後から2ページ目でございます。

220という数字を御確認いただいたんですが、本表に入れる候補188字に、本表に入れる

候補から外すこととした漢字86字、これを合計すると274字になります。しかし、5月13日の新聞記事では220字となっていた。これは、どういうことかというところを、まずお話し申し上げたいと思います。

付1の6/7の一番下を御覧ください。この5月、6月、7月で、漢字小委員会は4回行われています。この間で一番大きく変わったのが、この6/7の一番下の(エ)の部分です。ちょっと見ますと、「(エ)「附表2(仮称)」の設定について」ということで、現行の常用漢字表にある「附表」、これは例えば「小豆」と書いて「あずき」と読むとか、そのような熟字訓などを中心とした附表、110語上がっておりますが、これに加えて、例えば、「挨拶」の「挨」と「拶」のように、「挨拶」という特定の熟語でしか使わない頻度の高い表外漢字の熟語や、「元旦」のように表外漢字の「旦」——「元旦」の「旦」は常用漢字でないわけですね——を含む熟語について、その特定の語に限って常用漢字と同様に認める熟語の表を「附表2(仮称)」として設定する。この場合、「挨」、「拶」、「旦」自体は表外漢字のままであるが、熟語の「挨拶」、「元旦」は表内の語となる。ちょっと読んだだけでは少し分かりにくいと思いますが、まず表外漢字の「表」というのは、常用漢字表ということです。ですから、表外漢字というのは常用漢字表外の漢字ということです。常用漢字表に入っていない漢字のことを表外漢字と呼んでいるわけです。「挨」も「拶」も「元旦」の「旦」も常用漢字に入っていないので、表外漢字ということになります。ただ、「挨拶」だとか「元旦」というのは、漢字で書かれるのを目にする機会が多いわけですね。実際に「挨拶」については、候補漢字Sということで、非常に頻度が高いということがございます。それで、この(エ)のように「挨」と「拶」は常用漢字には入れないんだけど、「挨拶」という語で使われるケースが多いため、それは「挨拶」という形では漢字書きにして、常用漢字表の中の附表というような形で、これは後に「別表」と名前を変えるんですが、こんな形で認めていこうというようなことがありました。

この「別表」の中に、実は「挨」とか「拶」とか「元旦」の「旦」のような、これに類する漢字、これが54字入っていました。ということで、そのまま常用漢字表に入れようと考えていたのが、220字あったわけですが、それ以外に、特定の熟語になったとき、例えば「挨拶」となったときに表内と同じように使える、こういう漢字を54字入れていました。したがって、当初は274字あったということなんです。それが、配布資料3のこの一番上にある188字と、本表に入れる候補から外すこととした漢字が86字、合計すると274ということです。もともと中身として220字と54字というのは別の形で入れようと考えていました。表内にそのまま素直に入っていくものが220字でしたので、それを新聞では、220字追加という形で大きく報じていただいたということです。

ただし、最終的に「別表」をやめようということになった理由ですが、漢字小委員会の中でいろいろ議論がありまして、まず、この「別表」に入っている漢字の位置付けが非常に分かりにくいのではないかということです。「挨拶」というときに「挨」も「拶」も表外漢字なわけですね。「元旦」というときに、「元旦」の「旦」も表外漢字なわけですね。ふだんは常用漢字表の中に入っていないのですが、「挨拶」という熟語になった途端に表の中と同じ漢字になる。それから、「元旦」の場合も、「元旦」という語になったときに、それを表内並みに扱って、ルビを振らないで扱っていこうということです。そうすると、「挨」とか「拶」とか「元旦」の「旦」というのは一体どういう字なんだ、何か表外漢字だと言いながら、熟語になったときだけ表内になるというのは、非常にあいまいな性格を持った、分かりにくい存在になるんじゃないか、そういった議論があって、できれば常用漢字表については、これは付1に書いてあるのですが、なるべく単純明快な表を目指すことを優先すると、こういうような合意事項がありましたので、ここを考え合わせて「別表」という考え方をやめました。常用漢字表に入っているか入っていないかという、それだけで判断

できるようにしようとした。ですから、「別表」というようなものは置かない。それから、一時「常用漢字」に対して、「準常用漢字」とか、「特別漢字」というような議論もありまして、それも今見ていただいた6/7の(ア)とか(イ)とか(エ)のところに書いてありますが、これも同じ理由からやめることになりました。そういう経緯で、188というのが選ばれてきたということでございます。

この188字の選び方ですが、これは、配布資料3の2ページ目を御覧ください。そこに、どういう判断で入れるというふう考えたか、あるいは、さっき申しあげましたように、最初、「別表」に入れる漢字まで入れますと、274あったんですが、274から86落としたわけですね、どういう考えで落としたのか、それが参考のところに書いてあります「字種選定における判断の基準」です。入れると判断した場合の観点、それから入れないと判断した場合の観点というような形で、四つずつの項目にまとめております。特に新聞でよく報道されたのが「俺」ですね。「俺」については、入れると判断した場合の観点の、②の二つ目の矢印、「出現頻度が高く、広く使われている代名詞」ということで、「誰」と「俺」が挙がっています。これをめぐってもいろいろな議論がありました。一つ申し上げたいのは、一つの漢字を見るときに、いろいろな側面から見る事ができるわけですね。ですから、「俺」については、そこにありますように非常に出現頻度が高い。これは、客観的な事実です。ですが、これをどう扱うかについては、当然判断していかないとはいけませんので、広く使われている代名詞ということで「俺」が入っていますけれども、例えばこれは④にも該当するのではないかという御意見が漢字小委員会の中でも出されました。社会生活上よく使われ、必要と認められるということ。それから、入れないと判断した場合の観点もあるのですが、「俺」の場合は、この①ですね、出現頻度が高いというのは、「俺」の場合には客観的な事実なんです、造語力はないわけですね。「俺」という漢字は「俺」という語にしか使わない。何か別の漢字が付いて熟語になるわけではない。しかも「おれ」という訓だけで使われるわけ。ですから、そういう意味では、この①にも該当すると言えらるわけですね。そういうことを考えていきますと、一つの漢字を入れると判断した②あるいは④というところからとらえることもできますし、今申し上げたように、入れないと判断する場合の①と考えることもできる。ですから、漢字小委員会、あるいはその中に作っております漢字ワーキンググループでは、そういう一つ一つの漢字について多面的に見ながら総合的に判断したわけです。「総合的に」という言葉が随分漢字小委員会の中で出てきましたけれども、それはそういうことでございます。188字を御覧になって、この字は要らないんじゃないかとか、いろいろ御意見があると思いますが、現在のところは、そういうように総合的に判断した結果として、こういう形になっております。

それから、「俺」については非常に話題になりましたので、もう少し触れます。一つは、今、この「俺」は常用漢字表に入っていないわけですね。どうも常用漢字表の検討の時に使った資料、国立国語研究所でお作りになった雑誌90種の資料とかがあるんですが、これは昭和30年代の雑誌を調査したものです。雑誌90種を見ると、「俺」はそんなに数が使われていない。そして、当時の表記を見ると、具体的に申し上げますが、雑誌90種では次のようになっています。漢字書きの「俺」が44回、平仮名書きの「おれ」が69回出てくる。そして、片仮名書きの「オレ」が4回出てきている。こんな状況です。「俺」という語自体がそんなに多くないのですが、漢字よりも平仮名書きが多いということでした。

ただし、この後、だんだん雑誌の中でも使われるようになっていく。机上の『漢字出現頻度数調査(3)』ですが、これは(3)ですので、実は『漢字出現頻度数調査(2)』と『漢字出現頻度数調査(1)』に当たるものがあるんですね。その中で、この「俺」だけを凸版調査で拾っていくと、(1)は順位でいうと1,077位でした。ところが、(2)になると949位ということで、1,000位以内に入るということで、非常に頻度が高くなります。そし

て、(3)になりますと、順位が更に上がって474位、ベスト500に入ってくる。ですから、「俺」という漢字が非常によく使われるようになってきたということが分かります。それがいいことなのか、どうかは別ですが…。

それから、ウェブサイトなどですと、「俺」という字は非常によく使われている。今日は机上に出しておりませんが、ウェブサイトの調査をやっています。その調査では使われている表外漢字の1位が「俺」なんです。2位が「誰」、3位が「藤」です。これまでの漢字出現頻度数調査では、大体「藤」が1位になっているんですが、ウェブサイトでは「藤」を押さえて、「俺」が1位になるという、そういう状況がございます。

ちなみに今日ちょっとヤフーで検索してみたんですが、平仮名の「おれ」というのは、これは、ただ「くだおれ」とか、平仮名の「おれ」という文字列が入っていると拾ってしまいますが、3,800万ぐらいで非常に多いですね。平仮名だけで3,800万ヒットします。片仮名の「オレ」、これは「カフェオレ」なども拾ってしまいますが、7,170万ということなんです。これも非常に数が多いです。それで、漢字ですけれども、漢字はどのぐらいあるのかというと、漢字の場合には「カフェオレ」や「くだおれ」といった余分なものを拾うという可能性は低いわけですが、漢字の「俺」は2億9,800万です。ですから、漢字が非常に多いということと同時に、語として非常によく使われているということが分かると思います。2億9,800万に7,170万に3,800万です。今回、そういったようなことでいろいろ議論いたしまして、「俺」についても追加候補に入ったということがございます。

それで、先ほど前田主査からありました、音訓のアンケートですが、委員の皆様は机上に1枚の紙が載っています。ちょっとそれを見ていただけますでしょうか。これは、誠に申し訳ないんですが、是非アンケートに御協力いただきたいというお願いがございます。この後、音訓の検討に入っていきますが、例えば、今見た188字のうち、この字についてはこういう音や訓が必要である、そういう検討が中心になります。一方で、現在の常用漢字についても、こういう訓を入れた方がいいというような御意見があれば、お寄せいただきたいという、そういうお願いです。例えば、具体的に申しますと、現在常用漢字に入っていない訓で非常によく使われているものというのは幾つかあるわけですね。例えば、三大表外訓とも言える、「関わる」と書いて「かかわる」、「育む」と書いて「はぐくむ」、既に新聞でも使われていますが、「応える」と書いて「こたえる」があります。こういうものについて、つまり現在の常用漢字の音訓についても見直していこうというようなことも併せて考えております。常用漢字でも、こういう音や訓を入れた方がいいんじゃないかというようなことがあれば、是非お書きくださいということがございます。それから、音訓以外のことで、今、188字を見ていただきましたけれども、この中には非常に画数の多い「鬱」などが入っております。例えば、こういうものは要らないんじゃないかとか、あるいは、本表から外すことになっている86字の中にも、この字はむしろ生かして入れた方がいいんじゃないかというような、そういう御意見、あるいは一番下にある「本表から外す可能性の高い常用漢字」ということで5字上がっていますけれども、これについても生かした方がいいんじゃないかというような御意見があれば、是非「その他」のところでお書きいただきたいということです。こういう形で、アンケートを用意してございますので、これにつきましてもよろしくお申し上げます。

○林分科会長

前田漢字小委員会主査からは、審議の概要と要点を、それから、氏原主任国語調査官からは選考の方法と、その具体的な内容について御説明いただきました。特に漢字小委員会に加わっておいででない委員につきましては、今回、初めてお聞きになる点も多かったかと思えます。これまでの御説明について、何か御質問や御意見がありましたら、お伺いし

たいと思います。

○山田委員

音訓については、これから審議するという事だったんですけども、漢字の字体などで新しく加わるものがあると、既に常用漢字表の中にあって字体も定めてあるものと同じ役割を果たす部分の、形が若干違うなんていうものがありますけれども、こういうものについてはどのような配慮をされるのでしょうか。

○前田漢字小委員会主査

今、字体のことを申すのを忘れていたんですが、音訓と同時に字体の検討にも入るわけです。それによって全体の統一を図りながら、しかも、どういう基準で字種を選定するかということにもう一度戻って考えるということになります。ですから、字体のことも当然含めて考えるということです。

ただ、誤解があるといけないので、補っておきますけれども、先ほど字種と申しましたけれども、字種を選定に当たっても、その語が熟語を作っているかどうかとか、いろいろなことを配慮しておりますので、その点では漢字だけを考えているんじゃないで、音訓、そのほか熟語なども検討しておりますし、それから、頻度の問題なんかの場合には、これは当然異体字なんかのことが入ってくるものは、そういった点についても検討をある程度しております。しかし、今度は音訓、字体などの問題を主にこれから検討し直していくということになります。この字種を選定を頻度だけによっているようにとられる方がありまして、非常に困惑したんですが、そうではないんですね。調査の仕方のところでもそうなんですけれども、この選定の方法というのは、これは、この大枠の検討の字を定めるに当たりまして、これは、今回の頻度数という一つの基準を、使用頻度の順位をS、Aなどと分ける場合に考えたわけですが、しかし、その場合に、今度は一つ一つの字種につきましては、それが例えば新聞の調査の頻度表ではどうかとか、ウェブサイトの調査ではどうかというふうな点なども考慮しまして、その漢字がどういうふうな位相的な偏りなどがあるかどうかという点などについても配慮しております。だから、一種類の頻度表でやったわけではないというようなこと、それから、それとともに音訓などのことも配慮している。ただ、最初の基準をそういうふうな幾つものものを一緒にして扱いますと、これは重みの付け方に問題が出てきて具合が悪いので、そういう点で、第一の基準というものを凸版の調査の頻度数によったということ、そのほかの点も配慮しながら、字種を定めていくということでございます。

これまでに御意見を頂いたことについても、もう一度そういった点について検討し直して、結論をこの形で、今の段階で出しているということでございます。さらに、音訓などについても、字体についても今後問題にしていく。そういう点で、字数が独り歩きすると困るので、先ほどもちょっと、くどいかもしれませんが申し上げたわけです。

○林分科会長

本日は、これまでの検討の経過と、それに基づいて出されております字種候補案について御承認を頂き、かつそれに基づいて、今後の検討の方向性につきましてもここで御了解を頂くということが、ここでの趣旨でございますので、もし特段の御質問あるいは御意見がございませんようでしたら、これまでの検討については、御了承いただいたと同時に、これに基づいて今後検討を進めることにつきましても、お認めいただいたということにさせていただきますが、それで、よろしゅうございますでしょうか。(国語分科会了承)

ありがとうございました。これから、先ほど前田漢字小委員会主査のお話にもありまし

たように、新たに字種の候補が決まりましたので、それに基づいて音訓の検討に入ることになります。それから、その過程を通じて、字種に関しましても更に見直しを行う。それから、今、山田委員から御質問がありました字体についても、その後、残ったもう一つの大きな課題として、順次検討を行う。さらに、新常用漢字表（仮称）、配布資料3の最初のタイトルがそれでございます、仮称として新常用漢字表という名称を使っておりますけれども、新しい漢字表の名称についても、更に審議を積み重ねながら、最終的には一応の案を作って、また御審議いただく。これからもたくさんやらなければいけない事項がございます。これからも、よろしく御協力あるいは御審議のほどをお願いしたいと思います。

それでは、漢字小委員会関係については以上で終えさせていただきまして、次に、日本語教育小委員会の検討状況に関しまして、日本語教育小委員会の主査である西原副会長に御説明をお願いいたします。

○西原副会長

本日の配布資料4に基づいて御報告をいたします。

委員の皆様には御記憶に新しいことかと存じますけれども、この日本語教育小委員会は、前期の半ばから約半年掛けまして、課題とするべきことの抽出という作業をいたしました。その結果は、前期の最後のところで御報告申し上げております。その内容といたしまして、1ページ目の一番最初の○の3行目に書いてございますが、「日本語教育の内容の改善」、「体制の整備」、「連携協力の推進」ということについて早急に検討する必要があるという報告をまとめました。今期でございますけれども、まず「内容の改善」については少し先送りしまして、「体制の整備」というところから議論を始め、今期の最後には、「内容の改善」、それから「連携協力の推進」についてもまとめた報告をしたいと考えております。今までは「連携協力の推進」につきましても多少議論をしたというところでございますが、それまでの経過を御報告いたします。

2ページ、「体制の整備」ということが、(1)及び(2)、(3)という3点について議論の結果としてまとめられております。(1)の①は「国の担うべき役割」でございます。最初にお断りしなければならないことがそこに書いてございます。「国」という言葉が頻繁に出てまいりますけれども、新聞等でメディアの報告その他で御承知のように、外国人の受入れでございますとか、それから、外国人の支援、外国人というのは、留学生も含めますと、この「国」という場合には非常に広い範囲のことになりますけれども、日本語教育小委員会で「国」という場合には、基本的に文化庁が主体性を持って取り組む、その事柄という制限を掛けた上で検討をしておりますので、「国」という場合、基本的には文化庁と読み替えていただければと思います。

その上で、一番最初の○のところに、国の担うべき役割ということが出ております。以下、日本語教育小委員会の責任の範囲で、文化庁が主体性を持って取り組むべきことというふうに考えていただければと思います。それから、「生活者としての外国人」ということでございますけれども、留学生、それからいろいろな滞在形態で滞在しているすべての外国人が同時に日本において生活を営んでいるという意味では、生活者でございますので、この「生活者としての外国人」という場合にも、日本に今滞在しているすべての人を含むということを考えて議論をいたしました。その上で、日本語教育の目標、標準的な内容、それから地域における日本語教育の体制整備というのは、国が指針として示すことであろうという認識に立ったわけでございます。

引き続き2番目の○でございますけれども、国は、その日本語教育が円滑に遂行されるように支援を行う、そして、それは、財政的な支援と同時に体制の整備の支援でもあるということでございます。その具体的な中身に――今回は、具体的な中身の検討そのものは

いたしませんでしたけども — それは日本語能力の測定とか、それから指導力の評価とかというふうな、それを行う人々、あるいは学習の結果をどうとらえるか、ということにも及ぶということでございます。そういうことでございますので、国は大学、研究機関、日本語教育機関、それから地域のボランティア等、今もかかわっているいろいろな関係諸団体及び関係者の御協力を頂いて、都道府県及び市町村と連携して、そういう指針について具体化をする、かつ、人材の養成をするということに責任を持つであろうということでございます。国の担うべき役割といたしましては、大きくそのようなことが、そこに書いてございます。

下の方の○は、ニーズにこたえることができるような環境整備、それから指導者を指導するような体制、それから、動機付けとなるような処置というようなことも範囲に含めて考えるべきであろうということをごに述べております。

②は、「都道府県の担うべき役割」でございます。これまで日本語教育の現場、あるいはそれに援助をすべき指針を立てる役割の国というような二極で、議論されてきたことが多かったんでございますけれども、都道府県も「生活者としての外国人」を受け入れるということでは、非常に大切な役割を負うべき存在であろうということ、今回は都道府県の役割ということもそこに書いております。そこに○が五つございますけれども、都道府県の役割といたしましては、2番目の○にある、「国が示す日本語教育の標準的な内容・方法を参考に、その実情に応じた日本語教育の内容・方法を検討・調整する」ということ、4番目の○にある、域内の状況によっては、隣接する都道府県、つまりもう少し大きな範囲の地域の協力を得て、施策を展開するというような連携・協力も都道府県の役割であろうということ、それから一番最後の○でございますけれども、そこに「・」で四つのごに書いてございます。これも実態の把握、それから連絡会議の開催、それから他事業との連携・協力、これはセクターといたしましては、例えば経済界ですとか、小中学校のような公教育とか、そういった事業ということも含んで、都道府県が連携・協力すべきであるということでございますし、それから、その活動の内容をもう少し広い範囲の方々にごにいただく広報の役割も負っているということでございます。

最後に、③が「市町村の担うべき役割」でございます。これは、国の指針及び都道府県の調整を経て、実際に外国人に対する日本語教育を編成・実施していく役割を負うであろうということでございます。それから、国で養成する「指導者の指導者」というような立場の方をどのようにして実際の教育現場に活用していくかというような工夫は、実際に現場に近いところにいる団体、市町村の役割であろうということでございます。そして、最後には、一番最後の○の下に「・」が三つございますけれども、実際の業務としての日本語教室の設営ですとか、それから学習者、指導者からの相談ですとか、それから、人材、情報資源をどう活用していくかというようなことにも及ぶべき役割であろう、ということでございます。

以上、(1)は、国、都道府県及び市町村の担うべき役割について議論をした結果でございます。そこでも書いてございますように、「連携」というのはとても大切なことで、すべて国は国、都道府県は都道府県というふうに役割がきちり分担されるということではなく、それぞれが連携しつつ、この事業にかかわらなければならないであろうということでございます。ですから、協力の第1番目は、国と都道府県、国と市町村、そして都道府県と市町村間という連携があり、さらに関係省庁間、これは、今回はそこまで議論は及んでおりませんが、関係省庁間、それから都道府県間、市町村間という連携が非常に重要であるという認識に立っております。そして、その中に含まれるのでございますけれども、国際交流協会等、それから大学、日本語教育機関、NPO、ボランティア団体、そして企業、それから外国人団体、外国人による団体というもの、このごろは盛んに作られる

ようになりまして、活発に活動しているようでございますので、それらの団体が、日本語教育、あるいは外国人支援と読み替えてもいいかもしれませんが、その相互連携のネットワークを形成して、そして多様な教育が実現できるような体制の整備というのが喫緊の課題であろうということでございました。

最後の4ページでございますが、今まで言ってまいりましたのが、主として成人と申しますか、大人の外国人に対する支援というのが主たる論点のようになっております。けれども、実は小学校、中学校及び高等学校に在籍する児童生徒に対する日本語教育というのも、これは国の役割であると同時に都道府県、市町村の役割でございますので、そこでの連携というのが非常に大切であろうということでございます。これにはどのような啓発活動が必要かということは、まだ具体化しておらず報告にはありませんけれども、各団体、機関等が行っている日本語教育というものは、実はこれからの日本社会がそのような方々を生活者として迎え入れて、そして日本社会の中に参画していただき、日本社会がこれから進んでいくわけでございますけれども、そのことに関連して、実際に、日本語教育にかかわる、あるいは日本語教育にかかわって連携すると今まで申しました、そのような団体、機関のほかに、一般市民に対する啓発及び一般市民の参加、これは意識的に、あるいは実際的には、両方だと思っておりますけれども、それが必要不可欠であるということも重要な点かと思っております。

最後に(3)でございますが、「地域における日本語教育で必要とされる機関及び人材とその役割」ということで、冒頭に、国の担うべき役割として、「指導者の指導者」を育成するとあります。コーディネーションと申しますか、コーディネート機能という業務、役割というふうを考えられるのですけれども、言語・文化的背景や、日本語学習環境、または動機がいろいろである住民が社会のいろいろな層に広がって、地域における日本語教育のニーズが現在でも非常に多様化しております。その中で、これは今期の後半に、日本語教育小委員会が取り組むことでございますけれども、日本語教育の標準的内容と方法、それから日本語教育の体制整備ということ、これが重要な指針ではありますけれども、それを実際に行っていくためには、日本の地域の多様性、市町村、それから都道府県のそれぞれの状況の差というものを修正しつつ、現場に生かしていかなければならないわけございまして、そのためには、それを仲立ちするようなコーディネート機能をだれかが、またはどの団体が担うということが必要であろうということです。これは、コーディネーターと言ってしまうと個人になってしまいますけれども、それは、先ほども都道府県が相互に連携し合っということも申しましたように、コーディネート機能というのは、団体、地方公共団体、あるいは研究機関、大学等の機関、日本語教育機関等が果たすべき役割でもあるわけです。それをもう少し系統的に考えて、そして、その機関及び人材が持つコーディネート機能というものをもう少し具体的にアピールしていくことが必要であろうということでございます。そのために、コーディネート機能を自治体等が負うかもしれない。それを負うべき人材というのが、できれば各層の公共団体の常勤の職員として必要になる。プロフェッショナルなコーディネート業務というものが、これからは大変必要になるであろうということでございました。そして、引き続き、そのような人材の育成及び登用、それから活用ということが議論され、かつ実現されていかなければならないであろうということが、「(3) 地域における日本語教育で必要とされる機関及び人材とその役割」ということでございます。

以上が、今期、これまでに粗々議論してまとめてまいりましたことでございます。

○林分科会長

ただ今の御説明について、何か御質問、御意見がありましたら、御自由に御発言いただ

きたいと思います。もし御意見、御質問などが無いようでしたら、少し時間がございしますので、西原副会長から、更に追加して御説明いただくことがありましたら、それを伺い、もしなければ、一応これで、この事項についても終了させていただきたいと思います。

○西原副会長

内容については、今までの議論をまとめて申しましたのでございますけれども、今期の後半に向けて、先期に課題といたしました内容ということを含めていきたいと考えております。標準的な指針として、文化庁が日本語教育の内容については責任を持って何か提案できるようにしたい。そのための具体的な内容と方法について議論をしたいと考えておりますので、日本語教育小委員会以外の委員の方におきましても、もし何か御意見等をお持ちでいらっしゃいましたら、是非御提案いただきたいと思います。

○武元委員

過去の議事録には出ていたのかもしれないんですけども、対象になる外国語が非常に多いということと、その程度の差が非常に激しいということがあると思うんですけども、テキストの作成というようなことをお考えになったこと、検討されたことはないでしょうか。

○西原副会長

日本語教育小委員会が「内容」と「方法」と言っておりますのは、恐らくそれを素材として、各都道府県、市町村、あるいは各教育現場が、その状況に合った、あるいは学習者及び教員が自分たちの置かれた状況の中でベストと考えるようなものを教材として標準的な内容と方法を参考にしつつ取り入れて編成していくと考えておりますので、検定教科書のような具体的なものを日本語教育小委員会で提案するという事は考えておりません。

○武元委員

例えば、テキストの作成に関して経済的な補助を行うというようなことは、検討の内容にはなっているんですか。

○西原副会長

検討はできるわけで、いろいろな意見が今までも出ております。そして、先ほど、国は財政支援を行うことを役割とすると申しましたけれども、その具体的な中身につきましても、これはいろいろな交渉、あるいはいろいろな状況によって決まっていくことかと思っておりますけれども、当然、都道府県、市町村は国からの何らかの支援を期待するものであると思います。それがどういうふう to 実現されていくのかということにつきましては、今後、いろいろなことを勘案しつつ決まっていくものであらうと思っております。

○尾崎委員

今のお話を伺っていて思ったんですけども、一律に日本語教育が行えるという状況にはないというふうに私は理解しています。それで「生活者としての外国人」と言うときに、留学生も生活者である、それは正にそのとおりだと思うんですけども、「生活者としての外国人」に対する日本語教育と言ったときに、留学生、あるいは就学生、あるいは技術研修生にしても、ある程度日本語教育が行われていて、特に大学等においては十分な蓄積がございします。ところが、今、問題になっているのは、日本語教育がこれまで行われてこなかった、あるいは日本語を学ぶ生活環境とか学習環境が与えられてこなかった、そういう

人たちに対する日本語教育をどうするかということなので、これまでの蓄積の前提とは異なるというところが出発点になると思います。

具体的に申し上げますと、例えば豊田市等に住んでいる日系ブラジル人の方たちは、ある程度の数が集まっていて、その中では日本語がそれほど必要ではないというか、日本語が分からなくてもそれなりに生活が成り立つというような環境があり、なおかつ日本の中で職業的にレベルアップしていきたいので日本語が必要だ、こういう環境の外国の方もいらっしゃいます。一方では、山形であれ秋田であれ、農村地帯等に嫁いでいらっしゃって、周りに日本語学校やボランティアの教室もない、そういうところで生活している方、この方たちも「生活者としての外国人」というくくりに入ってくるわけです。そうしますと、一つの教科書を作って、その教科書を学んで成績が良かったら、この人は日本語の能力があると証明しましょうというような形の日本語教育は非常に考えにくい。どちらかというところ、それぞれの方がそれぞれの地域の中で、より良く暮らしていく上で助けになる日本語教育って何なのかということになります。それは多分、その方の日本語だけではなくて、周りの日本人も含めたコミュニティとしてどう考えるかということに問題点があるというふうに認識しています。今の御質問にあった教科書を作るかというときに、作るにしても、これはかなりそれぞれの地域に暮らす外国の方の生活を支える日本語教育、そういう観点でやっていかざるを得ない。それを各地域でばらばらにやろうと思っても、これはかなり無駄が出ますので、そこら辺は市町村、都道府県、国という大きな枠組みの中で、それぞれの地域特性をどうやってサポートしていくか、そのための予算作りとか基礎的な調査・研究というのは是非やっていただきたい、こんなふうに思っています。

○武元委員

最近、いろいろな日本語に関する検定が出てきていることは御存じだと思うんですけども、特に外国人労働者の教育にかかわって、そういう検定が受けられないかということを書いてこられるようになってきているんですね。そのときに、やはり聞いてみますと、一番困っているのは教材の問題のようなんです。それで、「お前の会社で何とかならないのか」ということが言われるようになってきている。そんな状況があると思いますので、今のようなことで仕方がないのかと思いますけれども、一方で、何か指針になるような教材があれば、かなり助かるのではないかという気がいたします。

それから、もう一つ、国柄によって違うようですけども、例えば、中国人の方々は、むしろ日本語がどの程度できるかによって格付けをしてもらった方がいいと言う、そういう国民性の部分もあるようだという話も聞きますので、何か余り日本的な割り切りだけで迫るのも、少し足りない部分が出てきてしまうのではないかと、そんな気がいたします。

○西原副会長

今期の後半にそうしたことを検討するというようになっておりますけれども、何と申しますか、日本の学校の類推と申しますか、教科書があって、その内容を把握していい点を取れば、それでできる子というふうになるというような発想では、恐らく、この場合には十分ではないのではないかと、ということ先ほども尾崎委員から言っていたと思います。そのことが、先ほど国民の意識改革ということをおっしゃいましたが、「移民」という名はないにしても、今後いろいろな形で人口の今までにないようなパーセンテージの部分を出身が日本でない人たちが埋めていくであろうという近未来が予想されるということですので、そのときに、どういうふうに共通の意思疎通の手段である日本語を共有していかなければならないのかということ、テストということ先ほどおっしゃいましたが、どこまでできたら何ができる人なのかという査定が重要かということにつ

きましては、多分それを否定する向きはないかと思うんですけれども、従来の学校制度の類推の上に成り立つような試験制度というのは、一気に作りにくいと思います。

既にヨーロッパなどでは「共通参照枠」のようなものができておりまして、ヨーロッパユニオンの20何か国が共通して使えるような大きな枠組みが出来上がっていて、それは、それぞれの国、またはそれぞれの査定の仕方が、その「共通参照枠」を参照しつつ、そのどこを目指しているかということをも明言しておくことによって特徴を自分で発揮しているということがございます。それが、すぐに日本の場合に参考になるかどうかということにつきましては、いろいろ議論しなければいけないことかと思っておりますけれども、その「共通参照枠」ということがまずなければならないであろうと思うんです。つまり、日本で生活をするということ、日常生活の一番基本的な枠組みにおいて、日本人としては何をすることを市民であるというふうに考えているのかということから自問自答する必要があると思います。それから、それが常識として共有されていないところから来た人たちが、その枠組みの中に入ってくるときに、その日本の枠組みをそのまま彼らに当てはめてよいかどうかということについても考える必要があるか、というふうに考えるわけです。そのことがありますので、かなり回り道と言うか、遠い道というふうに考えられるかもしれないけれども、日本語教育小委員会としましては、一番基本的なところから攻めていこうというふうに、9月以降のこの小委員会の仕事として、非常に重要なことであろうと考えていると思うんです。

○井上委員

日本語教育小委員会は、非常に難しい条件の中で議論がスタートしていると思うんです。実は国の方針というのは、高度人材は受け入れましょう、それから留学生は増やしましょう、ただし、単純労働者は入れません、慎重に対応しましょうというのが10年ほど前の基本計画で閣議決定されておりまして、いわゆる移民政策を日本が採るということはまだ打ち出していないし踏み出していないわけです。このところ、政府のみならず、自民党でも議論が活発になっていて、様々な外国人を受け入れていこうということによってございますけれども、今のところ決定されているのは福田総理が非常に御熱心な留学生、これを30万人にするということ、それから、近く、高度人材の受入れということで推進会議が政府の中にできることになっていきます。ということになりますと、やはり今の段階では、まだまだいわゆる高度人材という枠組み、留学生を含めた高度人材という枠組みの受入れを促進するということであって、今、産業界の中で不足している技能者、そういう人たちの受入問題については、まだ政府として、積極的に受け入れるような方針が打ち出されていないわけなんです。

いわゆる日系人は定住者の資格で入ってきている。あるいは中国人、あるいはベトナム人の方は研修技能実習制度という非常に特殊な枠で入ってきている。そういう方々が毎日毎日生活をしているというところで、日本語というコミュニケーションの手法を十分身に付けていないという問題が起きているわけでございます。正にそのところで、国の大きな方針が変わると、恐らくヨーロッパで行われているような、いわゆる統合政策の中の学習の体制が合法的にと言うか、公的に取られるんだと思うんですけれども、今のところは現場で全部対応せざるを得ない。現場で対応しなければいけないところをより円滑にするための検討を多分日本語教育小委員会はしているというふうに私は理解しておりまして、そういう意味では、現場主義でやらざるを得ないという苦しさがあるということは御理解いただければと思います。

私自身も、経団連という経済団体で仕事をしているほかに、NPOの理事をやったり、あるいは大学の関係で少しお手伝いしてほしいということで研究、あるいは実践研究みた

いなものにも携わったりしているんですが、その中では、企業が教材作りに大学と組んで取り組むというやり方も取られています。そこでは明確に日系人、要するにポルトガル語で育った人たちを生活者として日本で生活できるような状況にしようということで、教材が作られています。非常に範囲は狭いかもかもしれませんが、そういった事例も出ておりますので、それをいかに広めていくか、あるいはなるべく共通化していくかということは、これからの課題ではないかと思っております。

○林分科会長

日本語教育小委員会につきましては、「内容の改善」「体制の整備」「連携協力の推進」といった大きな項目がございまして、それぞれに非常に広範な問題を抱えているように理解をいたしております。これから更に議論を深めていただきまして、ここでまた、いろいろお聞かせいただき、委員の皆様方の御意見を更に伺った上で成案を得るように進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御協力をお願いいたします。この日本語教育小委員会に関する意見交換に関しましては、これで終了させていただきたいと思っております。

それでは、次に、今日の三つ目の審議事項であります、「平成19年度国語に関する世論調査」の結果についての説明を事務局をお願いをいたしまして、それについて、御感想や御意見を伺いたいと考えております。

○匂坂国語課長

配布資料5には、「平成19年度「国語に関する世論調査」の結果の要点」という3枚ものの資料がございまして、その下に26ページの「平成19年度「国語に関する世論調査」の結果について」という資料がございまして、本日は、3ページものの資料で簡単に御説明させていただきますと思っております。

「国語に関する世論調査」でございまして、平成7年度から毎年度実施しているものでございまして、平成19年度で13回目の実施となったものでございまして、平成19年度調査につきましては、意識調査の部分と慣用句等の言い方等に関する調査の部分、二つの要素から成っているものでございまして、調査対象につきましては、全国16歳以上の男女を対象にしております、平成19年度につきましては、本年3月、個別面接調査ということで、合計で1,975人の方々から回答を頂いているところでございまして、

それでは、内容と、結果について簡単に御説明させていただきます。最初に言葉遣いについてということで、今の国語は乱れていると思うか、乱れていないと思うかという問いを質問させていただいたところでございまして、79.5%の方が「乱れていると思う（計）」という回答をなさっております。この問いにつきましては、平成7年度から11年度、12年度、14年度と同じようなことを尋ねているところでございまして、基本的には7割台だったり9割弱だったりが出たときもありますけれども、一定レベルで、高レベルで推移しているということはあるかと思っております。つまり、それが常に増え続けているというような、そういうデータではないということが言えるのではないかと考えております。

続きまして、2番目、日本人の国語力についてということで、ここでは国語力についての課題は何かということをお尋ねさせていただいております。日本人全般の課題としてはどういふことがあるかということと、あなた自身にとっての課題、自信の持てない点は何かということとを併せて尋ねさせていただいております。その結果でございまして、日本人全般の課題ととらえたものと自分自身の課題としてとらえたものについて若干の差があったということが結果として出てきたと感じております。まず、日本人全般の課題といたしましては、コミュニケーションに関連する能力というものが挙げられているのではないかと考えて、そこに具体的に①、②、③とありますけれども、1番目にありますの

は敬語等の知識ということで42.1%，2番目が他人の話を正確に聞く能力，3番目といたしまして，相手の立場や場面を認識する能力というものが上位3項目として上がっております。それを個人の課題として，当てはめて見た場合には，順位がかなり下がっているということが結果として出ております。個人として自信が持てない点は何かということの結果として出てきたこととございますけれども，これにつきましては，一言で言いますと，実社会で求められる能力ということが重要なのではないかと考えております。1番目が説明したり発表したりする能力，2番目が考えをまとめ文書を構成する能力，3番目といたしまして，漢字や仮名遣い等の文字や表記の知識という結果が出ております。そこで，国語力向上のために国や自治体に期待することは何ですかということで問いを出させていただきましたところ，これにつきましては，学校教育への期待が高いという結果が出ているということが言えるかと思っております。

1枚おめくりいただきまして，2ページ目でございますが，3の外來語の認知度・理解度・使用度ということで，60語の外來語，片仮名語につきまして，認知度（聞いたこと，又は見たことがあるか）・理解度（分かるか，何となく分かるか）・使用度（使ったことがあるか）について，それぞれ質問させていただきました。この中で，分かる割合であるとか，使ったことがある割合が大きく増加した外來語は，この60語の中では「コラボレーション」が1位だったということがあります。それ以外にITに関連した「ウェブサイト」であるとか，「ログイン」といった語も，その認知度等が増加しているという結果が出たところでございます。

4番でございます。慣用句等の意味の理解や使用ということで，どちらの言い方を使うかということで，問いを立てております。（1）から（5）までございますが，それぞれ，ここに2通り示しておりますが，アンダーラインを引いている方が本来の言い方でございます。（1）から（5）のうち，特に本来の言い方ではない言い方を選んだ方が多かったものといたしまして，（2），（4），（5）ということが出てきております。

（2）の「論理を組み立てて議論を展開すること」につきましては，「論陣を張る」というのが本来の言い方ですが，「論戦を張る」というふうに答えられた方が多い。論戦ということであれば，「論戦を挑む」とか「論戦が繰り広げられる」という言い方が，本来の使い方ということであるのかなと思っております。

（4）の「卑劣なやり方で，失敗させられること」につきましては，「足をすくわれる」とすべきところを「足下をすくわれる」と答えた方が圧倒的に多いという結果が出ているところでございます。

（5）の「胸のつかえがなくなり，気が晴れること」につきましては，「溜飲を下げる」となるべきところとございますけれども，「溜飲を晴らす」と答えた方も多いという結果が出ているところでございます。

また1枚おめくりいただきまして，3ページ目でございます。似たような質問でございますが，どちらの意味だと思ふかということで，これにつきましても（1）から（5）まで質問させていただいております。

まず「（1）さわり」につきましては，本来であれば，「話などの要点のこと」ということとございますが，「話などの最初の部分のこと」とであると答えた方がかなり大きく上回ったということが出てきております。

「（2）煮詰まる」につきましては，全体として見ますと，本来の「結論の出る状態になること」という答えをされた方が，本来ではない，「結論が出せない状態になること」と答えた方よりも多いのですが，下の方にグラフで出しておりますけれども，年齢別に見ますと，この質問に関しましては40代を挟みまして，逆の結果が出ております。50代，60代の方におかれましては，本来の「結論の出る状態になること」という理解をしておるのです。

が、30代、20代、10代の方につきましては、逆に「結論が出せない状態になること」という理解をしている方が多いという結果が出ております。この結果は、例えば、10年、20年たつと、日本国民全体で逆の意味にとらえる方が多くなってしまふということが言えるのではないかとこのように考えているところでございます。

「(3) 慄然」につきましては、「失望してぼんやりとしている様子」が本来でございますが、「腹を立てている様子」という理解をしている方が圧倒的に多いという結果が出ております。

「(4) 檄を飛ばす」につきましても、本来は「自分の意見や考えを、広く人々に知らせて同意を求めること」ということでございますけれども、「元気がない者に刺激を与えて活気付けること」という理解をされている方が圧倒的に多いという数字が出ております。

最後の「(5) 琴線に触れる」につきましても、「感動や共鳴を与えること」という本来の意味に対しまして、「怒りを買ってしまうこと」という意味がほぼ同レベルの数字で出ているということが挙げられるかと思ひます。

以上、簡単ではございますが、「平成19年度国語に関する世論調査」の概要を御説明させていただきます。

○林分科会長

本日の参考資料4をちょっと御覧いただきたいと思ひます。既にお目に止まっている記事もあるかと思ひますけれども、25日に一斉に新聞は、この「国語に関する世論調査」の結果を報じております。更にめぐっていただきますと、「天声人語」や「よみうり寸評」、その他、こういうコラムでも取り上げられておまして、毎年のことだと思ひますけれども、この「国語に関する世論調査」の結果につきましてはそれぞれの分野の関心が高く、特に新聞等ではよく取り上げられているように思ひます。

これにつきまして、ただ今の御説明及びそれに関連することで、何か御感想や御意見がありましたら承りたいと思ひます。

○松岡委員

この外来語に関しての認知度は、平成14年度、19年度で推移が分かるので、同じ質問をしたということが逆算できるんですが、例えば「慄然」の誤解とか、それから「さわり」の誤解だとか——よくぞこういう質問をお選びになったなと感心してしまうんですが、「煮詰まった」なんていうのは、よく若い方たちが使っているのを耳にすると、「ああ、昔自分たちが使ったのとは全く逆な意味で使っているな」というのが日常的に分かりますけれども、まさか、この「慄然」とか「檄を飛ばす」とか、それから「琴線に触れる」というのが、こんなに誤解と正解との数が接近しているというのも、ちょっと驚きだったんです。これはどうなんですか、前と比較して同じ質問をして、今、誤解が増えているとか、そういうことなのかどうか。それと、どういうことで、このようなすばらしい質問をお考えになったのか、ちょっと伺いたいと思ひます。

○匂坂国語課長

ただ今、御説明させていただきます資料の3ページを御覧いただければと存じます。どちらの意味だと思ふかということで、(1)から(5)につきまして19年度の結果を載せておりますが、それ以前に、15年度に調査をやっている分につきましては、その一番右端に15年度の時の調査結果を数字として載せております。これを御参考にしていただければと思ひますが、15年度にやっている言葉につきましては、さほど変化はないのかなというふうには思っております。

○濱田委員

同じ問いに関してですけれども、新聞も、新聞によって論調が違います。こういうのも新しい解釈だとおおらかに文化庁としては認めていくのでしょうか。学校の試験までは出ないと思いますけれども、例えば、新聞も「檄を飛ばす」というのと「慥然とする」を取り上げているというのは、自分たちも間違っ使っている部分があるんだろうと思うんですね。これは15年度と変わらないということですが、このまま放置していいのか、また、本来の意味に戻すために教育的に何かやるのか、その辺はどういうふうに考えればいいのでしょうか。

○匂坂国語課長

非常に難しい御質問です。実はその資料にも書いておりますけれども、アンダーラインを引いている方が本来の意味であると、私どもで説明をさせていただいております。本来の意味ということは、すなわちこれが正しいですよということではなくて、本来はこういう使い方ですよということで書かせていただいております。一つには、私どもで何が正しいかということ言うのではなくて、本来の在り方はこうですよということで示しているということでございます。

言葉につきましては、言葉も生き物であるというようなことはあると思いますので、ある程度長い年月を経ていけば変わっていくということは当然あり得ることかと思えます。一方で、私どもとしては、言葉を扱っている役所でありますので、本来の言葉はどのようなものであるかということ伝えていくということが一つの使命だと思います。それにつきまして、どういうことをやっていくかという手段として、なかなかいい手段がないというのが現実ではあるんですが、このような調査をやって、マスコミなどに取り上げていただくことによって、本来の意味がこうだったんだということが少しずつつかもかもしれませんが、広まっていくのではないかと、そういうふうに考えているところでございます。

○金武委員

今のことに関連することなんですが、新聞や放送では、この文化庁の「国語に関する世論調査」を、毎年できるだけ大きく取り上げるようにしております。したがって、新聞社の関係者と言いますか、取材も含めて、こういう間違いが多いということは、マスコミの内部ではかなり共通の認識となっております。例えば各社の用語集とか、それをまとめた日本新聞協会の新聞用語集では、間違いやすい言葉の中に、この「さわり」にしても「慥然」にしても「檄を飛ばす」にしても入れておまして、本来の意味はこうであると示しております。ただし、例えば「檄を飛ばす」を活気付けることというのは、もう辞書の大部分が2番目の意味として載せているというような状況で、しかも実際に使う例が、ここにもありますように圧倒的に本来の意味じゃない方が多いわけですから、新聞としても、放送としても、使う場合に慎重に使えということは言っているけれども、絶対に使うなどということはもう言えなくなっているのではないかと思います。これが今、70%だけれども、本来の意味じゃないことを使う人が80%を超えますと、恐らく辞書もほとんど載るようになるでしょうし、言葉が時代によって変化してくることが認められてしまうという状況になるとは思います。

ただ、本来の意味というものをなるべくいつまでも理解させると言いますか、国民の間に、本来はこうであるということが分かっていないと、この「煮詰まる」のようにコミュニケーションが成り立たない場合が出てくる。つまり、年配者は結論が出たつもりでいるのに、若い人は結論が出なくなっ行き詰まっしまったということになりますと、これ

はコミュニケーションが成り立ちませんので、こういうことはむしろ新聞等で大きく取り上げて、こういう状況だということを分からせた方がいいのではないかということです。

それで、細かい数字ではありますけれども、この「さわり」にしても「慥然」にしても「檄を飛ばす」にしても、本来の意味と思う人がかすかにパーセンテージとして多くなっております。これは、ちょっと手前勝手な考え方かもしれないけれども、やはり新聞や放送で大きく取り上げているということが多少は影響して、歯止めになっているんじゃないか、つまり、本来の言い方がどんどん増えるというわけではないけれども、何とか少し上がっている。間違いの方を使うのが減っているというような状況でありますので、こういうことを文化庁がやって、しかもマスコミが大きく取り上げるということは、多少日本語が変化していく、本来の言い方がなくなっていくのに、歯止めを掛けているのではないかと思っております。

○林分科会長

大変興味深い内容やその結果でございまして、是非広く関心をお持ちくださって、今後の議論に直接・間接にお役立ていただければ有り難いと思えます。

それでは、この「国語に関する世論調査」に関しましては、これで終わらせていただきます。予定時間より少し早うございますが、議事につきましては、これですべて終了いたしましたので、以上で、第39回文化審議会国語分科会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。